

よくあるお問い合わせ

NO	質問	回答
1	クリーン作戦実施日(令和7年12月7日)に実施できない場合はどうすればよいか。	地域の事情等により実施日を変更する場合は、区地域協働課への連絡は必要ありません。地域において実施日の変更を周知してください。
2	集めたごみはどうしたらよいか。	燃えるごみ(すいがら、紙くず、草・落ち葉、プラスチック類など)は神戸市指定の「燃えるごみ」の袋に入れ、20袋以上ゴミ袋が出ると想定される場合は令和7年11月21日(金)までに、必ず環境局長田事業所(電話:078-652-1441)へ連絡し、クリーン作戦実施日にゴミ袋を長田事業所から指定されたクリーンステーションに出してください。 20袋に満たない場合は、長田事業所への連絡は不要です。燃えるごみの収集日にクリーンステーションへ出してください。 燃えないごみ(中身が残っていたり泥が入った空き缶・ペットボトル、土砂など)が出た場合は、神戸市指定の「燃えないごみ」の袋に入れ、燃えないごみの収集日にクリーンステーションに出してください。こちらも20袋以上ゴミ袋が出ると想定される場合は令和7年11月21日(金)までに、必ず環境局長田事業所(電話:078-652-1441)へ連絡してください。
3	資材配布日に受け取りに行けない場合はどうしたらよいか。	資材配布日以降(令和7年11月11日～令和7年11月30日まで)に、長田区役所3階地域協働課まで受け取りに来てください。